

| 適用法令等 | 規制・制限を受ける区域 | 許可等の権限者 | 手続 | 行為の禁止・制限又は規制の内容 | 根拠条文 | 備考 |
|---------------------------------------|--|---|--|--|---|--|
| <p>1 (18) 農地法 (農業政策課)</p> | <p>農地 採草放牧地 (法2①) (注) 採草放牧地については、法第4条の規定による転用の制限の規制の対象となっていない。</p> <p>(移譲市町村) 上田市、中野市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、王滝村、飯綱町</p> | <p>地域振興局長 (専決)</p> <p>指定市町村の長 (飯田市、伊那市、高森町)</p> <p>移譲市町村の長 (1件4ha以下のもの)</p> | <p>許 可</p> <p>市町村農業委員会</p> <p>↓</p> <p>地域振興局 (農業農村支援センター) 又は 指定市町村</p> | <p>(行為の制限) 農地を農地以外のものにする事(農地の転用の制限) (主な適用除外)</p> <p>1 法第5条第1項の規定により許可を受けて、その許可目的に従って転用する場合(法4①I)</p> <p>2 国、都道府県又は指定市町村が転用する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍を除く。)(法4①II)</p> <p>3 市街化区域内にある農地を政令(令3)で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合(法4①VII)</p> <p>4 耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(2a未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合(則29I)</p> <p>5 地方公共団体(都道府県又は指定市町村を除く。)が土地収用法第3条各号に掲げるもの(学校、病院、社会福祉施設、庁舎を除く。)の敷地に供するため、その区域内の農地を転用する場合(則29VI)</p> <p>(行為の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするため、これらの土地について所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利の設定・移転をすること(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) (主な適用除外)</p> <p>1 国、都道府県又は指定市町村が権利を取得する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍を除く。)(法5①I)</p> <p>2 市街化区域内にある農地又は採草放牧地を政令(令10)で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、権利を取得する場合(法5①VI)</p> <p>3 地方公共団体(都道府県又は指定市町村を除く。)が土地収用法第3条各号に掲げるもの(学校、病院、社会福祉施設、庁舎を除く。)の敷地に供するため、権利を取得する場合(則53V)</p> | <p>法4①本文 (適用除外) 法4①各号 則29各号</p> <p>法5①本文 (適用除外) 法5①各号 則53各号</p> | <p>「農地」 耕作の目的に供される土地(休耕地、不耕作地等を含む。)</p> <p>「採草放牧地」 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの</p> <p>「耕作」 土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培すること。</p> <p>(許可基準) 法4⑥ (許可できない転用目的) 法4⑥各号</p> <p>(許可基準) 法5② (許可できない転用目的) 法5②各号</p> |